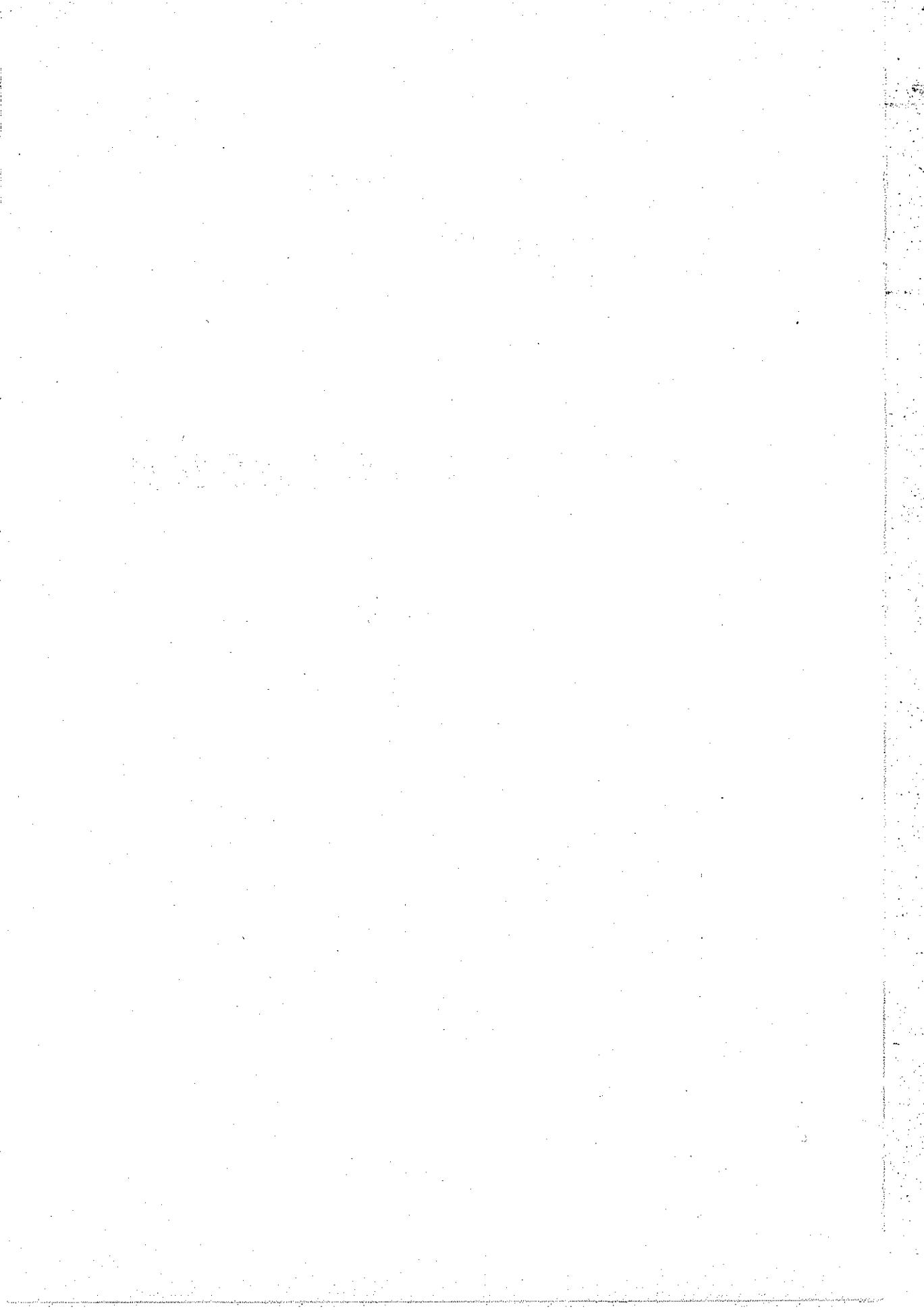


昭和47年2月25日開会
昭和47年2月25日閉会

和泉市議会第2回臨時会会議録

第 2 号

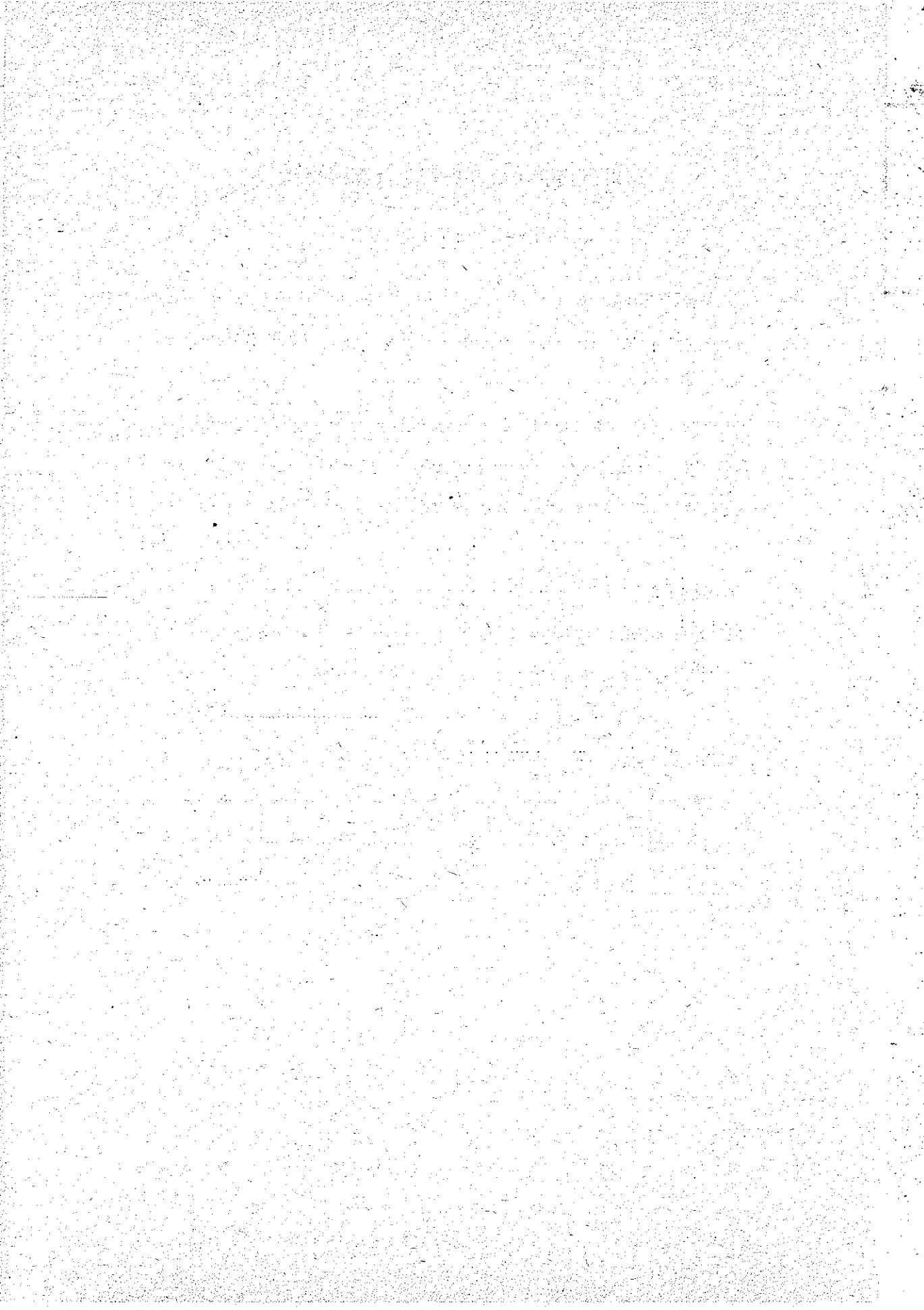
和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回臨時会会議録目次

昭和47年2月25日(金曜日)

出席議員、欠席議員	1
議事説明員その他	2
議事日程	2
開会宣言(午前10時45分)	3
開会宣告	3
会議録署名議員の指名(井上平兵衛君、成田秀益君、吉川伊与一君)	3
市長開会挨拶	3
会期決定(2月15日)	4
日程第1 収入役の選任について	5
日程第2 監査委員の選任について	7
収入役、監査委員就任挨拶	8
議事日程終了宣言	9
市長閉会挨拶	9
議長閉会挨拶	9
閉会宣言(午前11時3分)	9



昭和47年2月25日午前10時和泉市議会第2回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	田中幸一君	18番	藤原利一君
2番	木下甲子三君	19番	勝部津喜枝君
5番	横田憲治郎君	20番	直村静二君
6番	柏音三郎君	21番	松尾千代一君
7番	出原武司君	22番	池辺秀夫君
9番	上代卯之松君	23番	貝淵博治君
10番	池田信幸君	25番	井上平兵衛君
11番	田村清房君	26番	成田秀益君
12番	金沢勝君	27番	吉川伊与一君
13番	竹下義章君	28番	藤原要馬君
16番	柳瀬美樹君	29番	坂上国治君
17番	関戸正一君		

欠席議員(3名)

3番	山田清二君	15番	依田七郎君
8番	三井正光君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	人事課長	平野誠
助役	辻忠夫	財政課長	庄司清久
助役	藤田利	課税課長	西川喜福
収入役	橋本炳	納稅課長	佐藤繁清
総務部長	坂口礼之助	交通公害課長	内原彦弘
民生部長	大和茂治	民生部次長	宇澤忠正
民事部長	中小塚治白	市民課長	杉本高忠
同和対策部長	林一平	保険年金課長	高森弘雄
水道部長	神田吉久	社会児童課長	山本武一
消防部長	阪谷久雄	福祉事務所長	木暮福一
総務部次長	井谷義昭	事業土木課長	宮開秀
企画課長	橘昭夫	開発課長	

建設課長	林	徳治	本亮	夫延
経済課長	門	男	内堀	由一信
同和対策部次長	佐	雄	葛城	宗重
推進調整担当課長 (総括・教育)	原	行	阪東	藤与
推進調整担当課長 (総括・民生)	野	一郎	紀定	茂治
推進調整担当課長 (事業)	生	田稔	唄	幸一
幸会館々長代理 兼同会館分室長	浅	井隆	岡広	史義
会計課長	吉	利秀	竹内	武俊
水道部次長	片桐	武雄	川西	義武
営業課長	田中	稔	本山	俊淳
工務課長	高橋	新喬	西中	兼富
監査事務局長	福本	平久		
	吉岡	昭男		

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会団託速記士 中野満男

本会の事務局長および職員は次のとおりである。

事務局長	上野	稔
次長	北野	丈夫
調査係長	大塚	俊昭
議事係	西垣	宏高

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第2回臨時會議事日程

(2月25日)

日程	種別および番号	件名	摘要
1	議案第14号	収入役の選任について	
2	議案第15号	監査委員の選任について	

(午前10時45分開会)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、まことにご繁忙のおり、多数ご出席賜わりましてありがとうございます。
- それではこれから昭和四十七年第2回臨時総会を開催いたします。
- 本日の出席議員数及び欠席議員などの氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(上野 稔君) ご報告申し上げます。ただいま出席されております議員さんが21名でございます。三井議員さんの欠席届けが出てございます。その他の方につきましては、追っつけお見えになるものと思います。現在、21名でございます。

開 議

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

- 議長(貝淵博治君) 会議録の署名議員を、25番 井上平兵衛君、26番 成田秀益君、27番 吉川伊与一君、以上3名の方にお願い申し上げます。
- なお、本日の議事日程及び議場に出席を求められたものの氏名は、お手元に印刷配布しているとおりでありますから、よろしくご了承願います。

- 市会事務局長(上野 稔君) この際ご報告申し上げておきます。辻助役さんと中塙部長、佐原次長、林課長、以上4名の方が公務のために建設省に出張いたしてございますので、ご報告申し上げておきます。
-

- 議長(貝淵博治君) 市長のあいさつを許します。

(市長のあいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第2回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆さま方には、公私ご繁忙のおりにもかかわりませずご出席を賜わり、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚くお礼を申し上げます。今議会におきましては、監査委員並びに収入役の選任についてご提案申し上げる次第でございます。何とぞ慎重ご審議のうえ、よろしくご同意賜りますよう、はなはだ簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。

○ 議長（貝淵博治君） 市長のあいさつが終わりました。この際おはかりいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の決定にもとづき、本日一日限りと決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日一日と決定いたします。

○ 議長（貝淵博治君） それではこれたり日程審議に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり） はい。

○ 13番（竹下義章君） 議案の出し方について、ちょっと私、わかりかねるところがありますので、お聞かせ願いたいと思います。

今回、監査委員の選任と収入役の選任と二つがあって、この議案書を見せていただきますと、監査委員につきましては、「堀田徳治氏が任期満了に伴い」と書いてありますが、収入役につきましては、だれそれという名前は書いておりませんので、私の判断では、堀田さんは、任期がすでに本日まで来ておる。収入役につきましては、本日までにまだ任期が来ておらないというようなことから、このように出されたのかどうかが一点。

もう一点は、そうであるとするなら、任期が来ていないので、だれそれという名前を出さずに、こういうふうに出してもよいのか、ちょっとわからんのでお聞きしたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） お答えいたします。

収入役はまだ任期がありますので、議案の提案理由の説明によって、その説明をするということでございます。監査委員については任期が来ておりますので、収入役とおのずから議案の提出方が違うということだということです。

○ 13番（竹下義章君） そういうことで、正しい議案の出し方ですか。

○ 議長（貝淵博治君） 坂上議員から、この議案書が出たときに尋ねられまして、それを理事者のほうに尋ねたんです。そしたら、任期がまだ2、3日あるそりですから、こういうふうな扱い方だということでした。

○ 13番（竹下義章君） それが正しければそれでけっこうです。

○ 議長（貝淵博治君） それでは日程第一、「収入役の選任について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第14号

収入役の選任について

次の者を収入役に選任するについて、地方自治法第168条第7項において準用する同法第162条の規定により、議会の同意を求める。

昭和47年2月25日提出

和泉市長 藤木秀夫

住 所 和泉市府中町4丁目3番27号

氏 名 橋本炳

生年月日 明治45年4月16日

職 業 無職

議案第14号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜き

第168条 [第1項略]

2. 市町村に収入役1人を置く。[ただし書略]

[第3項から第5項略]

6. 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7. 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

[第8項および第9項略]

第169条 普通地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役となることができない。

[第2項以下略]

(注) 第141条(長の兼職の禁止) 第142条(長の請負等の禁止) 第159条(事務引継)

第162条(副知事及び助役の選任についての議会の同意) 第163条(副知事及び助役の任期) 第164条(副知事及び助役の失格事由)

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（藤木秀夫君） 提案理由並びに内容をご説明申し上げます。
任期が来たる2月9日をもって満了となりましたので、再度同氏を選任するについて、議会の同意を賜わりたく、ご提案申し上げる次第でございます。

橋本 炳氏の経歴等については、皆さま方よくご存じのとおり、和泉市発足当時から昭和42年6月まで議会事務局長として、また昭和43年2月29日、議会のご同意を得て収入役に選任され、現在に至っております。

同氏は、人格円満にして、自治行政の経験もきわめて豊富で適任者と考えますので、再度、収入役として選任するについて、議会皆さま方のご同意を賜わりますようお願い申し上げ、ご提案の理由に代えさせていただきます。

- 議長（貝淵博治君） おはかりいたします。本案を原案どおり同意するに、ご異議ございませんか。

（「議長、異議あり」と呼ぶ者あり）

- 13番（竹下義章君） 同意することはいいんですが、その前に、少なくとも、私はこれは人事の問題で、これはことばじりというものをはっきりして提出すべきだと思うんですよ。というのは、私は市長のことばじりをとって云々言うんじゃありませんが、いま市長が提案いたしましたのは、2月29日をもちまして任期満了になりましたので、と。少なくとも、さっき私が聞いたのは、2月29日をもって任期満了になりますので、云々ということでしたので、これは訂正してください。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

こういいう大事なものを提案するんですから、間違いがあれば訂正してください。

- 議長（貝淵博治君） 訂正してください。
- 市長（藤木秀夫君） ご訂正申し上げます。「任期2月29日をもって満了となります」を「なりました」と「た」を入れたのは失言でございますので、訂正いたします。
- 議長（藤木秀夫君） 本案を原案どおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認めます。よって議案第14号を原案どおり同意することに決します。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に「監査委員の選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第15号

監査委員の選任について

監査委員堀田徳治の任期満了に伴い次の者を監査委員に選任するについて、地方自治法第169条第1項の規定により、議会の同意を求める。

昭和47年2月25日提出

和泉市長 藤木秀夫

住 所 和泉市観音寺町125

氏 名 堀田徳治

生年月日 明治29年11月18日

職 業 無職

議案第15号参考資料

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜き

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者(以下本款において「知識経験を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

(第2項以下略)

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(藤木秀夫君) 議案第15号、監査委員の選任の提案理由の内容をど説明申し上げます。

すでに監査委員のご苦労を願っておりました堀田徳治氏は、本年2月24日期満了によりご退任せられましたので、再度、同氏を監査委員に選任することについて、議会の同意を賜わりたくご提案申し上げる次第でございます。

堀田氏は和泉市議会議員として二期、及び知識経験を有する者の中から選任される監査委員二期を歴任され、人格・識見ともに兼ね備えられた方でございまして、監査委員として適任者

であると存じますので、同氏を監査委員として選任することにつきまして、議会皆さま方のご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由に代えさせていただきます。

- 議長（貝淵博治君） 本件を原案どおり同意するにご異議ございませんか。

（「なし」、「ちょっと」と呼ぶ者あり）

- 20番（直村静二君） 実は堀田さんはお年寄りでもあるし、ひとつこの際、かわってもらつてはどうかという意見を持っているわけです。その理由として、和泉市で同和行政を推進していく中で、補正予算があったそのときに、われわれは意見をしてきたわけですが、その更正に多少の疑いもあって、それでこの際再考をしてもらいたい、こういう意見です。

- 議長（貝淵博治君） 他にご意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ほかにご異議なしと認めます。よって議案第15号、原案どおり同意するに決します。

-
- 議長（貝淵博治君） ただいまご同意せられました収入役並びに監査委員の各位よりごあいさつをさせていただきたいとの申し出がございますので、これを許します。

（収入役あいさつ）

- 収入役（橋本炳） ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいま皆さまのご好意によりまして、私を再び収入役に選任していただきまして、まことに身に余る光栄でございます。感激いたしております。

何を申しましても未熟でございますが、年々困難の度を増してまいります折柄、その責任の重大さを痛感しておる次第でございます。今後とも倍旧のご指導を賜りますよう切にお願い申し上げましてはなはだ簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。どうありがとうございました。（拍手）

（監査委員あいさつ）

- 監査委員（堀田徳治君） ただいま本会議におきまして、私の監査委員の再任をご承認下さいまして、まことにありがとうございました。

近年、監査の重要性の加わったことは皆さま方ご承知のとおりでございまして、特に本市は、来年度は一両年に比べ、約三倍になろうかというふうに、ほのかに承っております。さらにまた病院の監査という新しい監査の対象も生まれてまいりっており、複雑にして多岐、私どもの仕事の重要さもいよいよ増加してまいるものと信じます。これの仕事の遂行におきましては、私ども職責に力をいたすことは申すまでもございませんが、同時にまた、議員各位よりのご鞭撻とご支援がなくては職務を遂行することは、まことに困難だと思いますので、その辺のところ

何ぶんよろしくお願ひ申し上げまして、私の再任に当たりまして、まことに粗辞でございますが、一言、ごあいさつを申し上げます。 (拍手)

○ 議長 (貝淵博治君) ごあいさつが終わりました。

本臨時会に付議された案件は全部終わりました。よって、これで閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、よって、本臨時会は本日をもって閉会することに決します。

○ 議長 (貝淵博治君) 市長のあいさつを願います。

(市長のあいさつ)

○ 市長 (藤木秀夫君) 一言、お礼とごあいさつを申し上げます。本年第2回臨時会に際しましては、収入役の選任並びに知識経験を有する者のうちから選出する監査委員の選任について、議会の同意を賜わるべくご提案申し上げましたところ、皆さま方には公私何かとご繁忙の中にもかかわりませず、慎重ご審議いただき、ご同意賜わりましたことを、ここに衷心より厚く御礼を申し上げます。

はなはだ簡単でございますが、御礼を申し上げ、閉会にあたってのごあいさつといたします。

○ 議長 (貝淵博治君) 非常に忙しい中、まことに長時間慎重ご審議賜わりまして厚くお礼申し上げます。

(午前11時3分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

昭和 年月日

和泉市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

